平成２８年（フ）第１３１号
山梨県山梨市下栗原1383番地の４
債務者　河野　君江
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
島根県浜田市原町30番地３
債務者　山口なみ樹
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第１４０号
沖縄県浦添市大平２丁目13番２－501号
トーマス大平
債務者　渡慶次亜香里（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４７号
沖縄県浦添市宮城３丁目18番５－206号　仲宗根アパート
債務者　新里　広美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７１号
三重県鈴鹿市南若松町3609番地　フラワーピーチⅡ202号
債務者　駒田　雅孝
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市雲山158番地６　スパーキングⅡ203号、旧住所鳥取県鳥取市興南町95番地２竹迫マンション102号
債務者　伊勢田常義
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
広島県山県郡北広島町有田492番地２（アーバンⅡ208）、申立時の住所広島県三原市久井町羽倉371番地
債務者　山崎　有莉
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１０７号
宮崎市希望ケ丘３丁目20番13号
債務者　濵田　久美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２１号
宮崎市鶴島３丁目125番地　市営住宅147棟２階３号
債務者　日高八重子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
宮崎県日南市南郷町脇本614番地２
債務者　築島　義美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２７号
宮崎県都城市高崎町大牟田3677番地
債務者　藤村美代子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３６号
宮崎県都城市南横市町7821番地４
債務者　荒木　理恵
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４３号
宮崎県小林市細野4145番地９
債務者　鶴岡　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４２号
福島県郡山市安積町荒井字畑田５番地の３
堀貸家５号
債務者　稲葉　秀和
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
福井県坂井市丸岡町磯部福庄第19号14番地14
債務者　齊藤　俊幸
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
長野県松本市波田9152番地３
債務者　高橋　成美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５８号
徳島県徳島市八万町中津浦124番地の９、旧住所徳島県徳島市鷹匠町２丁目９番地　橋本純方
債務者　笹尾　光永
1　決定年月日時　平成28年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
徳島地方裁判所民事部